

知っておきたい

世界各の 産業用 ヘンプ

第22回

スイス 独自の「THC濃度1%未満」の基準で 急進するヘンプ100%のタバコ

赤星 栄志 あかほし よしうき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に『ヘンプ読本』『大麻草解体新書』『大麻という農作物』がある。

欧洲の中央内陸部に位置するスイスの人口は842万人。国土面積は日本の九州とほぼ同じだが、その約4割が海拔1300mを越え、農耕地の7割を牧草地が占める。

ヘンプの歴史を辿れば、古くは紀元前6500年前から紀元前200年にかけて、アルプスの低地でヘンプの花粉が発見されたという記録が残されている。時を経た15世紀、欧洲全域でヘンプ産業が栄えた時代には同国でも栽培・加工が盛んに行なわれたといふ。繊維利用のほかに薬草としての価値もこの時期に見出された。1539年にドイツの植物学者で医師のヒエロニムス・ボックは約700種の植物の名称と特徴、薬効を分類した『Kräuterbuch (西洋ハーブ書)』を著した。スイスは隣接するドイツと経済および文化圏が近く、このハーブ書ブームの影響を受けた。アルプスの高山植物は薬草の宝庫で、大麻草もここに掲載され、薬草としての効能が明記されている(図1)。

薬草文化と魔女狩り

い処罰を要求した「魔女教書」を公布した。

魔女狩りハンドブックとして悪名高い『魔女に与える鉄槌』(1487年)は、魔女教書

を序文にしたことで権威を持ったとされる。

もともとローマ・カトリック教会は向精神作用のあるハーブやタバコなどを悪習としていた。スイス国内でも南

部のフランス地域では影響が特に強く、1515年に500人が処刑されたという記録がある。魔法や魔術に大麻草も含まれていたため、それをハーブとして扱っていた薬草師や助産師がどの程度の人数で迫害を受けたかは全く不明だが、この時代には大麻草は薬草文化と魔女狩りという対照的な扱いを受ける対象だったのだ。

THC濃度1%未満 という独自の基準

ところで、欧洲におけるスイスの地位は独特である。ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシユ語

の4つの言語を公用語にした多民族国家で、カントンと呼ばれる州による連邦共和制をとっている。181

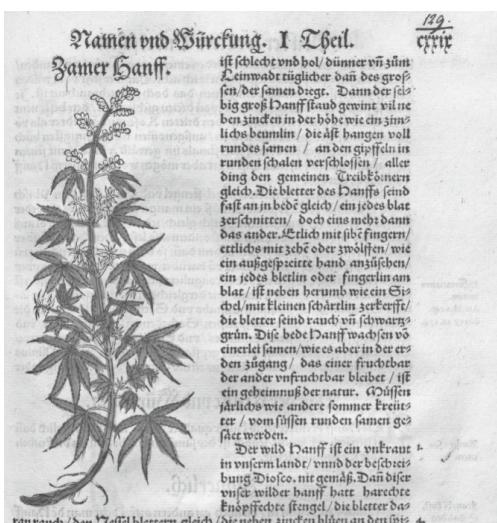
ス8世は、魔法と魔術に対する厳し

い処罰を要求した「魔女教書」を公布した。

魔女狩りハンドブックとして悪名高い『魔女に与える鉄槌』(1487年)は、魔女教書

を序文にしたことで権威を持ったとされる。

図1:『Kräuterbuch (西洋ハーブ書)』(1560年版)に掲載された大麻草のページ



5年のウィーン会議にて国際的に永世中立国として承認され、現在も欧洲連合(EU)には加盟していない。1912年の国際アヘン条約を受けて、24年に最初の麻薬禁止法を制定した。その後、51年と70年の改正61年の麻薬单一條約の批准で大麻草の取締包囲網は完成された。ところが、嗜好目的以外の栽培は継続されていたため、95年に当局が嗜好目的以外の栽培を容認する宣言を行なった。ただし、マリファナの主成分であるTHC濃度を言及していなかつたことから、10%以上の高THC濃度品種を栽培して逮捕されても、嗜好目的でないと主張すれば黙認される状況を生んだ。

法律的には禁止されながらも厳しい取り締まりが実施されないという

図3 : CBD濃度20%のヘンプ品種の施設栽培

出典 : <https://heimatkult.ch/en>

図2 : ハイマット社のCBDタバコ



表1 : ヨーロッパ産業用ヘンプ協会 (EIHA) が提案するCBD摂取量の新基準

区分	CBD摂取量	目的	事例
医薬品	200mg以上／日	治療	てんかん薬「Epidiolex」
栄養補助品	20~200mg／日	症状軽減	カプセル、オイル等
食品	20mg未満／日	健康維持	飲料、クッキー、グミ、チョコ等

注 : CBDを含む化粧品や電子タバコはEU規則で既に合法化されている

スイスでは、一連の嗜好用と医療用大麻の合法化運動を経て、THC濃度1%未満を規制対象外とする基準が採択された。THC濃度0・2%以下を産業用ヘンプとするEUの基準に比べれば、ずいぶん緩い。現実的には、スイス政府の調査で、15歳24歳の国民の10人に1人が1ヶ月以内にマリファナを喫煙したと回答したことが明らかになっている。国民の多くがTHC1%未満の大麻草の使用を問題視しない慣習と、EU非加盟国ならではの独自性が垣間見られる。

矛盾を解消するべく、2008年に国民投票が行なわれた。その結果、嗜好用大麻の合法化は63%の反対で否決。同時に、医療目的での使用が限的に合法化された。さらに11年の麻薬法の改正で、THC濃度1%未満の品種の栽培と流通が刑罰の対象外となつた。しかし、同年に7つの州が批准した「大麻文化と貿易上の協約」で合法化されたTHC濃度

1%未満の4株以下の自家栽培について、スイス連邦裁判所は翌12年に連邦麻薬法違反と認定した。THC濃度に関わらず、大麻草の自家栽培が禁止されたのである。

なお、13年以降、THC1%以上の大麻草についても、10g以下の所持は犯罪歴が残らない100スイスフラン(約1万1500円)の罰金のみが課せられる。

スイスでは、一連の

嗜好用と医療用大麻の合法化運動を経て、THC濃度1%未満を規制対象外とする基準が採択された。THC濃度0・2%以下を産業用ヘンプとするEUの基準に比べれば、ずいぶん緩い。現実的には、スイス政府の調査で、15歳24歳の国民の10人に1人が1ヶ月以内にマリファナを喫煙したと回答したことが明らかになっている。国民の多くがTHC1%未満の大麻草の使用を問題視しない慣習と、EU非加盟国ならではの独自性が垣間見られる。

登場した翌17年に、いきなり5000万フラン(約57億円)の売上を記録し、税収も1300万フラン(約15億円)となつた。供給側も、16年にたつた5人だったヘンプの栽培者が、18年には630人に拡大。CBD製品は、CBDタバコ以外にも電子タバコ、チンキ剤、クリーム、お菓子など多種多様に展開され、THC濃度1%未満という緩い基準を活

くは施設内で雌株を受粉させずに栽培され、1m当たり500gの花穂を収穫し、それらは1kg当たり約19万円で取引されている(図3)。

しかし、CBD商品の国内での需要は飽和しており、次なる課題はイタリアやフランスなどの欧州圏内への輸出である。懸案事項は、19年2月にEUが大麻草から抽出したCBDオイルを97年5月15日以前に食用としての使用歴がない「新規食品扱い」とすると発表したことだ。CBD商品の多くが新たに申請して承認を受けないと販売できなくなつた。このEUの決定に対して、業界団体であるヨーロッパ産業用ヘンプ協会(EIHA)は、97年以前に20カ国で歴史的大麻抽出物が流通していた実例をあげて反論している。

さらに、問題が複雑化しているのは、CBDが難治性てんかん薬などの医薬品原料にもなつてゐるためである。そこで、EIHAは医薬品、栄養補助品、食品の区分ごとにCBDの摂取量の新基準をEUに提案している(表1)。CBDタバコを皮切りに、CBD製品をスイス国内外からEU経済圏、さらには世界へ市場を拡大できるか。多民族国家らしい柔軟な文化で生まれた市場を世界はどう展開していくのか。直面する課題をどう克服するのか注目である。

CBDタバコの登場

最近スイス国内で注目されているのは、カフェインレス・コーヒーや

ノンアルコール・ビールと似た位置づけになるニコチンフリー、THCフリーのCBD(カンナビジオール)タバコだ。16年に連邦公衆衛生局がCBDタバコを登録して以来、急速に普及が進んでいる。

ハイマット社は、世界で初めてヘンプ100%の「タバコ」を商品化したスイスのベンチャーエンタープライズだ。1箱20本入りの販売価格は49・9フラン(約5800円)、ヘンプ由来のCBDを4g含む(図2)。タバコの葉を一切使つていないものの、タバコと同じ形態をしているので、販売対象は18歳以上に限られ、タバコ税25%と附加価値税8%が課せられる国内限定販売品である。

00万フラン(約57億円)の売上を記録し、税収も1300万フラン(約15億円)となつた。供給側も、16年にたつた5人だったヘンプの栽培者が、18年には630人に拡大。CBD製品は、CBDタバコ以外にも電子タバコ、チンキ剤、クリーム、お菓子など多種多様に展開され、THC濃度1%未満という緩い基準を活